

自由金利型定期預金規定 一大口定期一

I 単利型

1. (預け入れ最低金額)

自由金利型定期預金(大口定期預金)(以下「この預金」といいます。)の預入れは一口 1,000 万円以上とします。

2. (預金の支払時期)

この預金は、通帳(証書)記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳(証書)記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払は次によります。

- ①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳(証書)記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

- ②中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約

日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) この預金を共通規定(定期預金)第2条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)について別表(定期預金の中途解約利率一覧表)に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

II 自動継続型

1. (預け入れ最低金額)

この預金の預入れは一口 1,000 万円以上とします。

2. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳(証書)記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下、3.(1)および3.(2)におい

でも同じです。) から満期日の前日までの日数 (以下「約定日数」といいます。) および通帳 (証書) 記載の利率 (継続後の預金については前記2 (2) の利率。以下「約定利率」といいます。) によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳 (証書) 記載の中間利払利率 (継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70% を乗じた利率 (ただし、小数点第4位以下は切捨てます。) によって計算した中間利払額 (以下「中間払利息」といいます。) を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

②中間払利息 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) を差引いた利息の残額 (以下「満期払利息」といいます。) は満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合

には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳 (証書) とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合のこの通帳の利息 (中間払利息は除きます。) は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金を共通規定 (定期預金) 第2条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息 (以下「期限前解約利息」といいます。) は預入日 (継続したときは最後の継続日。以下同じです。) から解約日の前日までの日数について別表 (定期預金の中途解約利率一覧表) の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てます。) によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) と期限前解約利息との差額を清算します。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

この預金には、本規定のほか、後記「期日指定定期預金 (一般型・自動継続型)、自由金利型定期預金 (M型) 規定 (スーパー定期)、自動継続自由金利型定期預金 (M型) 規定 (自動継続スーパー定期)、自由金利型定期預金 (一般型・自動継続型)、変動金利型定期預金規定 (一般型・自動継続型)、財形期日指定定期預金規定、財形年金預金規定、財形住宅預金規定」 (以下「定期性共通規定」といいます。) が適用されるものとします。

以上